

**総合資源エネルギー調査会**  
**省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会**  
**太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第8回）**  
**議事要旨**

**○日時**

令和2年10月19日（月）17時00分～19時00分

**○場所**

オンライン会議

**○出席委員**

若尾真治座長、井澤依子委員、市村拓斗委員、大石美奈子委員、小野田弘士委員、長峯卓委員、松本真由美委員、柳田陽子委員、山下紀明委員

**○オブザーバー**

東京電力エナジーパートナー（株）玉田経営改革本部運用部長、環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室 福井室長補佐、（一社）低炭素投資促進機構 前田常務理事、電力広域的運営推進機関 山瀬事務局長補佐

**○事務局**

清水新エネルギー課長、廣瀬新エネルギー課長補佐

**○議題**

太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する詳細検討④

1. エネルギー供給強靱化法の成立
2. 中間整理・エネルギー供給強靱化法をふまえた報告・検討

**○議事要旨**

中間整理・エネルギー供給強靱化法をふまえた報告・検討

**<積立ての方法等>**

**委員**

- 外部積立てについて、源泉徴収的な積立てが可能となるように法制化されていると思う。

- 内部積立てと外部積立てそれぞれについて、金利は付くのか。

#### オブザーバー

- FIP 認定事業での積立てにおいて不足分を納付する際、振込みの場合は対応しない事業者が出てくるかもしれない。事務コスト低減のため、どのような方法が採れるか、具体設計に際しては知恵をいただきたい。

#### 事務局

- FIT 制度では最初から調達価格に廃棄費用が織り込まれている。積立金の管理業務に必要な事務費は賦課金で手当てされることが想定されており、積立金の利息については、国民負担を軽減するため、積立金の管理業務に充てる整理。
- FIP 認定事業で積立て不足を納付するケース等について、電力広域的運営推進機関としっかり連携していく。

#### <積立金の取戻し>

#### 委員

- 積立金の一部取戻しを認める割合や量の設定の根拠はどういったものか。
- 積立金の一部取戻しを認める割合や量について、災害時をどのように考えているのか。
- 積立金の一部取戻しについて、調達期間中に取戻した場合、積立額が0円になってしまうケースがあるが、その場合、その時点から改めて10年間、積み立てるのか。
- 積立金の一部取戻しについては、低圧では一部取戻しができないものの、制度運用コストも含めた現実的な観点では理解。また、事業者としても工事規模等を考えると大きな制約にはならないと考える。

#### 事務局

- 積立金の一部取戻しを認める割合と量については、実際に出力減少の手続があったケースの実態やヒアリングをふまえたニーズを参考にしている。その上で取戻しが頻発して制度運用コストが増大しないであろうところに設定。
- 積立金の一部取戻しを認める割合と量については、ヒアリングの結果やこれまでの実情、取戻し額の規模感と取戻しにかかる事業者の事務コストをふまえており、災害等の取戻しについて特別には考慮はしていない。

- 中途の取戻しがあっても積み立てる期間は変わらない。なお、調達期間中に一部取戻しが認められるのは発電事業を縮小する場合であり、その際はパネルの量も減るため、最終的な積立額とともに必要な廃棄費用も減少する。

### <内部積立てを認める要件>

#### 委員

- 内部積立てでは、「修繕等のために一時的に下回る場合には、原則1年以内に再び満たすこと」と整理されているが、この「修繕等」は何らかの用途を限定しているのか。また、どのように確認するのか。
- 中間整理では、今回資料に引用されている第6回資料の内部積立てを認める場合の条件から文言修正があったと認識している。
- 内部積立てを認める条件に関連して、上場インフラファンドについては一定の条項が確認できることが条件になると理解。保険・保証についても、場合によっては同様に条項等の確認を条件とするなど、省令等を規定する際に詳細を検討していただきたい。
- 内部積立ての保険・保証を認める要件であるが、国内の格付業者によるものなのか。また、こうした内部積立てに関する情報の開示について、どの程度の粒度が必要になるのか、守秘義務や機密情報に関わるケースも想定されるため、配慮していただきたい。

#### 事務局

- 「修繕等」については、内部積立てのため用途を限定していない。確認方法については、FIT 施行規則にもとづく定期報告を想定している。
- 今回資料では内部積立てを認める場合の条件を第6回資料からそのまま引用しているものの、整理されて取りまとまっているのは中間整理である。
- 保険者・保証人の格付については、FIT 入札と同様、保証人が保証書を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者の信用格付を考えている。

### <積立てに係る情報の開示>

#### 委員

- 積立てに係る情報開示について。現在公開されている事業計画認定では、廃棄費用の積立て状況について開示不同意の事業者がある程度いる。例えば「積立てを開始して何年目である」といった情報を開示可能になるのか。

- 情報開示について、消費者の安心という観点から重要。積立て制度とセットで整備していただきたい。

## 事務局

- 情報開示について、再エネ特措法の改正で、再エネ発電事業計画に記載された事項以外の情報も、この法律の施行に必要な限度において開示可能になった。

## <制度周知等>

## 委員

- 大多数を占める外部積立てを行う事業者に対して、国として取組を周知していただきたい。
- 事業主体が変わっても「そもそも何のために積み立てているのか」ということが理解してもらえるよう、啓蒙・広報をお願いしたい。
- 内部積立てについては様々なスキームが考えられるなか、「自分が内部積立ての対象になり得るか。どの要件に該当するか。」などが分からない事業者もいると思う。例えばQA集を用意するなど、制度開始以前からの早めの対応をお願いしたい。
- 本制度はFIT 調達期間の終了する 20 年をもつての廃棄を推奨するものではない、ということを知りたい。また、一般社団法人太陽光発電協会が WEB で公開しているリサイクル・中間処理業者の一覧について、国からも周知・広報いただきたい。
- 制度全体としては問題ないと思うが、条例との関係について、自治体独自に廃棄費用積立てに関する条例を制定しているところもある。国と自治体とで二重の積立てにならないような検討をお願いしたい。

## 事務局

- 周知・広報は大切であり、しっかりと取り組んでいく。
- 個別条例に関するコメントは差し控えたいが、国としては外部積立ての対象となる事業者に対して、既存の積立ての有無にかかわらず、同一の条件で積立てを求めるという方針を取りまとめ済である。その上で、既存の積立金の取扱いについては、適正な廃棄等がされるように事業者が適切に取り扱うことを求めることとしている。なお、長期安定発電の責任・能力があり、確実な資金確保が見込まれる事業者に対しては、例外的に内部積立てを認めることとしている。

## <まとめ>

### 座長

- 各論点について、概ね事務局案に異論はなかったものと認識。事務局にはこの方向で進めていただき、実行に移していただきたい。

### お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365